

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 7 月までの期間、49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 7 月まで
② 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 5 月から同年 10 月まで

私は、事業所を退職する都度、国民年金への加入手続を行うとともに、金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 10 月 2 日に厚生年金保険への加入を契機に厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認できることから、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者新規資格取得及び申立期間①、②及び③の再加入に係る届出日は、いずれも「平成 14 年 8 月 21 日」と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は当該日に行われ、かつ当該時点まで申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間とされていたものと考えられる上、申立期間①、②及び③当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時期及び納付金額等について記憶が明確でなく、申立期間①、②及び③における国民年金保険料の納付状況等は不明である上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの期間及び55年6月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和55年6月から56年3月まで

私は、未納となる期間が無いよう、送付された納付書については全て納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私は、国民年金保険料をまとめて遡って納付したことがあるものの、申立期間①及び②の保険料をどのように納付したかは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和48年1月12日に夫婦連番で払い出されたものと推認されるところ、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の妻は、申立人と同様、47年4月から同年11月までの国民年金保険料が現年度納付され、申立期間①が未納とされていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立人の妻と一緒に申立期間①直後の47年4月から国民年金保険料の納付を開始したものと考えることが自然である。
- 2 申立期間②について、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②直後の昭和56年度の国民年金保険料が、相当期間経過後に過年度納付されていることが確認できるところ、当該過年度納付時点において申立期間②は時効により納付できない期間である。
- 3 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料の納付頻度及び納付金額等について記憶が明確でなく、申立期間①及び②における国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から 50 年 4 月 28 日まで

私は、A社（現在は、B社が承継）に事務員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する労働者名簿及び同事業所からの回答によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月 19 日から 50 年 3 月 20 日まで、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社が保管する賃金台帳（昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月まで）を見ると、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当時の同僚からは、前述の勤務期間（昭和 49 年 8 月 19 日から 50 年 3 月 20 日まで）以外の期間において、申立人がA社に勤務していた旨の供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。